

京都市告示第 237 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成16年7月12日

京都市長 榎本 頼兼

名 称	位 置	区 域	供 用 開 始 の 期 日
蜂ヶ岡 第二公園	右京区太秦蜂岡町	右京区太秦蜂岡町 10番地193	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)